

# 県警報償費をめぐって 情報公開審査会「真正の文書か疑わしい」との答申 2つの訴訟（情報公開訴訟・住民訴訟）に期待高まる

仙台市民オンブズマン副代表  
弁護士 鈴木 覚

県警報償費情報公開訴訟は、本年9月28日に控訴審の審理が一旦結審し、本年12月16日が判決期日として指定されました。

ところが、本件訴訟の対象と同じ平成11年度の宮城県警察本部刑事部、交通部の報償費支出に関する行政文書についてオンブズマンは情報公開請求を行っており、平成14年6月20日付けでの部分開示決定通知がなされたことについて平成14年7月23日に審査請求の手続きを行っておりましたところ、本件弁論終結後の本年9月30日に諮問機関である宮城県情報公開審査会において「答申」がなされました。かかる答申の内容は審査会が非開示となった対象文書を「インカメラ審査」（審査員が開示・非開示の適法性を判断するために直接対象文書を確認する手続）によって確認した結果、「a.情報提供謝礼等に係る犯罪捜査協力報償費の1件当たりの支出金額が課ごとに見るとほぼ定額であること、b.一般に犯罪捜査協力報償費を支払ってまで情報を得る必要がないと思われる捜査活動においても情報提供者等に犯罪捜査協力報償費が支払われていると認められること、c.情報提供者等からの領収書が一部の課を除いてほとんどないことなどの点から、本件行政



報償費問題にゆれる宮城県警



文書に記録されている情報が真正のものであること、すなわち情報提供者が実在し、本件行政文書どおりに犯罪捜査協力報償費が支出されていることについて心証を形成するに至らなかった。」という驚くべき指摘がなされました。

もっとも、審査会が県警に対し捜査員からの事情聴取を申し入れたにもかかわらず拒否されたため、「審査会は、本件行政文書に記録されている情報がすべて真正のことであること、すなわち、

**オンブズマン**

No.21 / 2004年12月15日(水)

発行 仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL (022) 227-9900 FAX (022) 227-3267  
http://homepage3.nifty.com/s-ombuds/  
e-mail:s-ombuds@nifty.com

情報提供者等として記録されている人が実在しており、また、本件行政文書どおりに報償費が支払われていると仮定した上で、実施機関が非開示とした情報が非開示条項に該当するかどうかについて検討せざるを得ない」との前提で、「答申」は非開示処分の適否について判断を加えました。そのような前提に立ちながら、県警における報償費関係文書の非開示処分の適否について従前の地裁判決よりも踏み込み、とくに犯罪捜査報償費に関しては、犯罪捜査報償費の個別執行額や個別具体的な記載ではない支払事由などの開示を認めるとの判断に至りました。

情報公開審査会のかかる「答申」は、画期的な内容を含んでいるものでしたが、要するに、情報公開審査会としては、対象文書の真正に関し灰色の疑いをもって調査したが心証形成できず、むしろ黒に近い灰色との心証を抱いたものの、捜査員への事情聴取を拒否されるなどして文書の真正を否定して全面開示とするまでには至らず、答申の結論としては上記の限度にとどめたものにすぎないと考えられます。しかし、「インカメラ審査」による前述のような対象文書の内容や体裁の不審点、さらには、捜査員への事情聴取を拒否した県警の態度からして、対象文書が真正でない、すなわち偽造であって、非開示文書の全面開示を認める答申もあり得たであろうと思われます。

ともあれ、上記の「答申」は、犯罪捜査報償費の支出は架空であり、不正経理が行われているとのオンブズマンの主張をさらに裏付ける内容となっていることから、オンブズマンとしては、本件の情報公開訴訟における証拠に加えてもらうべく、仙台高裁に対し弁論の再開を申し立てし、一旦は終結した弁論の再開が決定しました。本年12月9日に弁論が行われ、オンブズマンからは、上記答申の結果や報償費に関する結審後の新たな新聞記事等を新たに証拠として提出し、再度結審される予定です。

本件情報公開訴訟は、報償費の裏金疑惑が全国各地で噴出しているという状況下において、被告・被控訴人である浅野知事が、オンブズマンからの求釈明に対し「所感」なる書面を提出し、犯罪捜査報償費の執行について不正支出されている疑惑を極めて深く抱いていることを釈明するという訴訟上異例な対応がとられて結審したものです。それに加えて上記のとおり犯罪捜査報償費関係文書の真正が疑わしいとの「答申」の判断が加わり、ますます、控訴審の判決が期待されるところです。

また、仙台地裁に係属している県警犯罪捜査報償費の返還を求める住民訴訟についても、一旦結審し、来年1月18日が判決予定となっておりましたが、上記情報公開訴訟と同様に弁論再開が決まりました。期日は来年1月25日午前10時です。

## 地下鉄東西線差止住民訴訟 ～いよいよ佳境へ～

仙台市民オンブズマン事務局次長  
弁護士 千葉晃平

### 1 需要予測・費用便益比の杜撰さ、法廷で明らかに～東西線建設本部長斎藤文伸氏、杜撰かつ無責任な証言に終始

10月14日（木）午後1時30分から、傍聴人に埋め尽くされた101号法廷において、仙台市東西線建設本部長斎藤文伸氏の証人尋問が行われました。市側の間延びした主尋問の後、オンブズマンからの反対尋問が行われました。この反対尋問において、斎藤氏は、東西線計画の杜撰さを認めざ

るを得ない証言に終始しました。

例えば、

オンブ 「需要予測を過去10年の平均を用いて行うと近時の人口減少などの傾向が無視されるではないか」

斎藤 「今後上がる、ふえるかどうかについては我々が判断できない」

オンブ 「あなたは南北線の実績などを利用して東西線沿線の人口張り付きなど予測したというが南北線の開業前の実績はあるのか」

斎藤 「データ確認はしていないし、あるかも承

知してない」

オンブ 「例えば卸町について仙台市の予測に従えばここ3年間で140人増えていなければならないところ、オンブズマンの調査では18人減っているが理由は」

斎藤 「わかりません」

オンブ 「端的に何年から人口が増えるのか」

斎藤 「それはわかりません」

オンブ 「運賃が交通機関の選択に影響あることを認める一方で、仙台市は運賃を加味しないで需要予測を立てているようだが、運賃を加味した場合の検証は行ったのか」

斎藤 「していません」

オンブ 「高齢者の方はバス、JR、地下鉄などうち地下鉄を使う頻度が少ない認識はあるのか」

斎藤 「わかりません」

などと、斎藤氏は、南北線で既に1000億円を超える赤字を出しながらも、さらに2735億円もの公金支出を行おうとする者の証言とは思えない無責任極まりない言辞に終始していました。

さらに、斎藤氏は、「南北線担当しておりませんのでわかりません」、「国土交通省のマニュアルとは異なった数値を用いた結果、東西線の費用便益比（仙台市1.62、マニュアル1.09）を過大に

算出できていることは認めます」、「時間短縮効果も、仙台市は2377億6500万円にしているものが、マニュアルにしたがえば1400億2600万円しかないことも認めます」などと東西線計画の杜撰さを終始認めざるを得ないとともに、

オンブ 「東西線の需要予測が間違い、採算性が狂った場合に誰が責任とるのか」

斎藤 「それはわかりません」

などと仙台市の無責任本質を露呈する有様でした。

また、重要な決定事項の判断過程について文書による記録がないことを認めるなど、杜撰な検討過程も明らかになりました。

## 2 建設費の杜撰さの立証へ～是非、傍聴を

上記斎藤証言によって需要予測・費用便益比等の杜撰さは明らかになりましたので、今後は、さらに建設費の杜撰さ・不合理さの立証へと進みます。次回12月20日（月）午前10時～午後3時にオンブズマン側申請証人である幸陶一氏によって、まず当方から杜撰を積極的に立証していく予定です。

地下鉄東西線裁判も、いよいよ佳境です。年末の忙しい時期とは思いますが、仙台市の破綻を食い止めるための極めて重要な裁判です。是非、傍聴いただければと思います。

# 第11回全国大会報告（函館）

仙台市民オンブズマン 河 村 直 人

第11回全国大会は8月28日（土）29日（日）



に函館市の湯の川温泉「花びしホテル」で開催されました。仙台からは坂野智憲代表以下オンブズマン12名、タイアップグループ会長増田隆男以



下8名の合計20名が参加しました。地元を除けば最大の参加数となりました。8月27日に空路函館入りをし、午後は各自市内観光をし、夕方ホテルに集合し、迎えのマイクロバスで、道南市民オンブズマン主催の歓迎パーティー（仙台のみ）に参加しました。熱烈歓迎を受け（歓迎の横断幕まで用意されていた）函館の新鮮な魚介類と、マトンのバーベキュー、ビールを堪能し、帰路は函館の裏夜景を堪能しました。

28日は午後1時から全体会が開催され、500名を超える参加者で、会場は立ち見が出来るほどでした。警察問題のパネルディスカッション・大谷昭宏氏の講演・各地報告・決議・大会宣言と活気に

満ちた内容でした。懇親会は会場が少し狭いと感じましたが、ジャズバンドが演奏する中、食べ物、飲物は豊富に用意されており、1年ぶりに再会した各地のオンブズマンと楽しく歓談いたしました。

翌29日は午前9時から5つの分科会が開催され、我々はそれぞれの分科会で、責任者として又、聴衆として積極的に議論に参加いたしました。午後1時を回っても議論が続いた分科会もあり、大変有意義な大会であったと思いました。夕方、函館駅からJRで青函トンネルを通って帰仙しました。

来年の大会は大分県別府市で開催されます、今年参加できなかつた方も、是非来年は、参加するために今から準備をしておいて下さい。



# 第9回情報公開度ランキング調査

## — 捜査報償費の一斉情報公開訴訟もよびかける —

仙台市民オンブズマン 庫山 恒輔

第9回情報公開度ランキングのための開示請求が、11月29日に一斉に行われた。今回の調査項目は、①首長および部局長交際費（県・市）、②政務調査費（県・市議会）、③A4コピー用紙の入札結果調書（県・市）、④警察官制服の入札結果調書（県警）、⑤住宅供給公社の保有土地情報（県・市は土地開発公社）、⑥検査報償費（県警）の6項目であった。

目玉の1つは、県警の窓口対応を評価項目に入れたこと。即ち、入口で請求者の氏名を書かせることがあったかなかったか、請求の受理までどれ位の時間を要したか等をチェックしたことである。宮城県ではこれまであまりトラブルは発生してお

らず、今回もスムーズであったが、全国的には請求者の名前が部外にもれるなどの問題事例もあるやに聞く。集計結果に興味が持たれるところである。

もう1つの目玉は検査諸雑費の実態を把握するために、検査報償費のうち、検査諸雑費のみを別枠で請求したことと、非公開処分に対する一斉情報公開訴訟をよびかけたことである。後者については、函館の全国大会で決まっていたものが、ようやく実施されたということである。訴訟のための統一訴状と統一書証は仙台市民オンブズマンが作成することになっており、現在その作業が進められている。

前回のランキングで、宮城県はトップの座を鳥取県に明け渡したわけだが、果たして返り咲きがあるのかどうか。結果が注目される。

## 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク報告

仙台市民オンブズマン事務局長 弁護士 十河 弘

第25回北海道・東北市民オンブズマンネットワークが、2005年1月22日（土）、23日（日）下記要領で開催されます。

「警察検査報償費の不正をいかに正すか？」

2005年1月22日（土）午後1時半から5時

報告集会 弘前商工会議所会議室

23日（日）午前9時から正午

作戦会議 弘前市観光館多目的ホール

新聞等で報道されているように、北海道警、福岡県警では検査報償費の多額の不正支出が明らかとなり、返還の成果を勝ち取るまでに至りました。他方で宮城県では今後県警報償費の返還請求訴訟、同情報公開請求訴訟の判決が目前に迫っています。検査報償費の不正支出については数々の内部告発や状況証拠がそろっており、全国ですさまじい金額の不正支出がなされていたことが明らかです。

私たちはこれらの事実を各都道府県において明らかにし、警察組織に再出発・更生の道を歩んでもらいたいと願っています。11月末、不正を明らかにするための動きを全国的規模で押し進めるため、全国市民オンブズマン連絡会議でも、検査報償費の一斉情報公開請求を始めました。もし、これが不開示とされたなら全国で情報公開請求訴訟を起こし、不正を明らかにする準備も進められています。そこで、この動きを先取りし、まずは北海道・東北市民オンブズマンネットワークでこの流れに道筋を作りたいと考え、第25回例会のテーマとしました。「警察検査報償費の不正をいかに正すか？」について、これまでの経験と実績を踏まえて実践的な作戦会議までもちたいと考えています。第一線の弁護士や内部告発者の出席を得て、現在の到達点とこれから展望を示したいと思いますので、是非ご参加ください。

# 「東北文化学園大補助金不正受給問題」

仙台市民オンブズマン事務局次長  
弁護士 野呂圭

東北文化学園大が大学設置認可申請にあたり架空の現金寄附を装ったり、会計書類に虚偽の記載をするなどして違法に大学設置認可を取得し、仙台市からも補助金を違法に受給していた問題について、04年5月20日に住民監査請求を行いました。これに対する監査結果は、仙台市長が学園大に対して補助金の返還命令をしたことにより監査請求の理由は目的を達成しているとして請求棄却となりました。

しかし、学園大が民事再生手続を申し立てたことにより、事実上、仙台市は学園大から補助金の

返還を受けることができなくなります。そこで、オンブズマンは7月16日に再度監査請求をし、理事長、理事、監事、公認会計士等補助金不正受給に関与した者らに対する損害賠償請求等の措置を講じることを勧告するよう求めました。ところが、監査委員は個人責任の言及については監査対象外として監査請求を却下しました。

現在、堀田元理事長は補助金適正化法違反、業務上横領等で逮捕、起訴されておりますが、仙台市がいい加減な解決を図るようであれば三たび監査請求を起こすことも視野に入れて、この刑事事件及び仙台市の動向をチェックしていきます。

また、副市長の接待問題も追及します。



## 東北大医学部寄付金問題

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 坂野智憲

石巻市立病院、塩釜市立病院から東北大医学部への医学研究助成金支出問題について、地方公共団体から国に対する寄付を禁止した法律に違反するとして、東北大学及び大学教授らに対して返還を求めるよう住民訴訟を提起した。被告らはあるいは助成金は良陵財団に対してのもので東北大医学部への直接の寄付ではないと主張し、あるいは支出は医局に対するものであり、医局は任意団体であって国の機関ではないなどと主張して違法性を否定する。しかし新聞報道によれば東北大学では今後医局が受領した寄附金は全て委任経理金として国庫に帰属させ大学医学部の経理担当者が一括管理する方式にするという。これによって研究機材などは大学の事務局が購入し教授には現金が渡らないようになるという。また良陵財団を通しての寄附金も同様の処理をするので今後学会開催経費を除けば財団を通す寄附金はなくなるらしい。しかし医局が任意団体であるなら何故国庫に帰属した委任経理金を医局の研究費として支出しうるのか説明がつかない。また改善策によって財団経由の寄附金がなくなるのであれば財団がダメーであったことを自認することになる。改善策は評価するが過去の過ちにふたをすることは許されない。

## 政務調査費

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ  
弁護士 小野寺信一

政務調査費については、市議会2件、県議会1件の合計3件の住民訴訟が現在係属している。市議会の先に提訴した事件は、各会派の議員の調査活動報告書を訴訟の場に引きずり出すかどうかを巡って、遂に最高裁の門を叩くところまで来た。オンブズマン側の提出命令の申立を地裁が却下し、高裁も地裁の判断を追認したので、最高裁に許可抗告の申立を出し、最高裁の判断を仰ぐことになったのである。議員の調査報告書が、各会派内の議員しか見ることができない内輪の資料なのか、いざという時は外部への公表も予定したもののが論点となっている。オンブズマンは後者の説を主張している。最高裁にこの説を認めさせ、報告書を訴訟の場に引っ張り出し、その上で訴訟を再スタートさせたいと考えている。

もう一件の市議会の事件は、監査請求の対象の特定性について、1月24日に裁判所が中間判決を下すことになっていたが、ここに来て佐賀県のコピー代の不正使用を巡る住民訴訟で、最高裁が特定性をゆるやかに判断する画期的判決を出したので、地裁がどのような中間判決を出すか、注目が集まっている。

県議会の一件は、各会派が裁判所からの内部資料の取り寄せを拒否し、市議会同様、ガチンコ勝負に発展しそうな雲行きである。

## 県警本部総務課旅費住民訴訟について

仙台市民オンブズマン  
弁護士 齋藤拓生

県警本部総務課旅費住民訴訟は、平成6年度及び同7年度の県警本部総務課の出張がカラもしくは不必要なものであったとして、当時の総務課長外9名を被告として総額約1000万円の返還を求めている訴訟です。裁判では、主要な被告の尋問を終え、裁判は、いよいよ大詰めを迎えております。

被告の尋問では、「警察庁に出向中の宮城県警の職員からの所要時間2時間程度の情報交換のために宿泊付きで東京に出張しているが、宿泊した主な理由が、勤務時間外の懇親会を行うためであったこと」、「印刷業務の視察と称して、2年間で10回程度出張しているが、具体的にどのような課題があったのか、どうしてそこを訪問先に選んだのか、視察によってどのような成果があったのかについて、きちんとした説明ができないこと」、「各視察の成果をきちんと記録していないこと」、「札幌雪祭の期間中に、明確な目的もないまま、印刷業務や議会対策についての視察と称して、通常は2人で出張するところ、3人で北海道警察本部に出張したこと」、「議会対策担当職員であるにもかかわらず、多忙と思われる議会開催期間中にあえて出張していること」等々の不自然・不可解な実態が、次々に明らかになっています。

あまりにも出鱈目な答弁をする被告に対し、「そのようなことで、県民に説明がつくのか」と質問すると、「出張命令が出れば、出張するのが私の仕事であり、出張の目的とか必要性について、深く考えたことはない。」などと言い出す始末です。これでは、県民は納得できません。知事部局も議会も、すでに旅費の不正支出を認めたうえで、悪しき慣習を清算しております。残るのは、警察の旅費の不正支出の是正です。オンブズマンでは、本件訴訟を突破口として、警察の旅費の不正支出を追及したいと考えています。皆様の御支援をお願いいたします。

## 仙台高検・仙台地検調査活動費 不開示処分取消訴訟

仙台市民オンブズマン代表  
弁護士 坂野智憲

仙台高検及び仙台地検に対する、調査活動費不開示処分取消訴訟の控訴審はいずれも控訴棄却に終わった。控訴審においては、一審で採用されなかつた支出当時の検事長及び検事正の証人調べを求めると共に、会計検査院に対して裁判所から不正流用の事実の有無について鑑定嘱託して証拠調べを尽くすよう求めたが全て採用されなかつた。つまり控訴審では何も証拠調べがなされないままで結審されてしまった。そして調査活動費の不正流用の疑いについては控訴審判決でも維持されたが内容的には後退したとの感が否めないものとなった。オンブズマンは直ちに上告及び上告受理の申立をなし現在最高裁判所

に係属中である。理由としては①証拠調べをしなかつたことについて審理不尽の違法があること、②情報の一体化論が誤りであること、③情報公開法が一定の場合に不開示とすることを認めているのは作成名義も内容も真正な情報であって偽造文書はそもそも不開示事由に該当する余地がないことを主張している。

## 外務省報償費(機密費) 情報公開請求訴訟報告

仙台市民オンブズマン事務局長  
弁護士 十河 弘

被告外務省は、報償費(機密費)について、当初はほぼ全面不開示としていましたが、情報公開審査会の部分開示の答申を受けて、ワイン購入費などの一部文書を開示しました。現在は残りの不開示とされた部分の当否が争われています。また、外務省における報償費の支出手続とその手続経過において作成される文書の関係、文書の内容が明らかでなかつたので、今まで具体的な論争がなかなかできませんでした。そこで、オンブズマンはこれらを明らかにするように求釈明を申し立て、裁判所もオンブズマンの指摘に理解を示しています。また、不開示とされた文書をどのように特定するかも問題となっています。被告外務省は裁判所から対応を求められています。この訴訟はもうしばらくかかりそうですが、機密費の聖域にも市民の目で切り込んでいくつもりです。

次回期日は、2005年1月21日午後1時30分です。

## 東北公安調査局の調査活動費の 支出に関する情報公開訴訟報告

仙台市民オンブズマン事務局長  
弁護士 十河 弘

いよいよ2005年3月14日(月)午後1時10分に判決が言い渡されることになりました。当裁判は、ほぼ全面不開示とされた東北公安調査局の調査活動費の支出に関する資料(平成11年度)の公開を求めるものです。当初被告はいわゆる「独立した一体的な情報論」(ひとまとまりの情報の一部が個人識別情報等に該当して不開示事由が存在すれば、ひとまとまりの情報全部を不開示とするとの議論)を振りかざして全面不開示を貫いていました。しかし、その後、国の情報公開審査会が公安調査庁の文書について部分開示を命じる答申を出したため、被告はしぶしぶ一部開示をしてきました。この一部開示を超える開示が命じられるかどうかが注目されます。争点は、①調査活動費の不正流用が認定されるか、②「独立した一体的な情報論」の採否です。オンブズマンはこれまでに元公安調査官の証人尋問を実施し、調査活動費の不正流用の実態を明らかにしてきましたが、仙台地裁は仙台高検・仙台地検に関する情報公開訴訟でも「独立した一体的な情報論」を採用する判断を下しており、予断を許さない展開となっています。

# 「仙台市民オンブズマン」の活動

2004.6.17～2004.12.15

2004.  
6. 17 オンブズマン6月例会  
21 政務調査費(県・仙台市)、市議発言録開示  
〃 オンブズマン支援企画実行委員会  
23 東北文化学園大学監査請求意見陳述  
24 東北大学医学部寄付金(石巻市)公判  
25 県警報償費関係文書開示  
26 全国連絡会議拡大幹事会  
28 タイアップ会計監査  
29 高検控訴審公判  
〃 県警報償費(情報公開)控訴審公判  
〃 東北公安調査局弁論準備  
〃 京都の景観保護運動に学ぶ集会  
7. 1 政務調査費打ち合わせ  
2 地下鉄東西線打ち合わせ  
3 オンブズマン、タイアップグループ総会・懇親会



オンブズマン新執行部記者会見



懇親会で挨拶する  
新オンブズマンの新沼康弘さん



総会後の懇親会

- 6 政務調査費打ち合わせ  
7 県警捜査費(国費・県費)一部開示  
8 地下鉄東西線証人尋問  
12 政務調査費証人尋問  
16 東北文化学園大学住民監査請求(個人責任追及)  
〃 東北大学寄附金(塙釜)弁論準備  
20 政務調査費(県)公判  
〃 外務省公判  
〃 地檢控訴審公判  
21 地域活動報告書作成作業  
23 県警内部調査・文書廃棄関係文書一部開示  
27 県警捜査報償費公判  
29 東北大学寄附金(石巻)公判  
〃 県警旅費打ち合わせ  
30 オンブズマン全国大会資料集編集作業  
〃 県警報償費打ち合わせ  
8. 1 全国連絡会議拡大幹事会

- 2 全国大会資料集(第1次)入稿  
〃 東北文化学園大学関係文書一部開示  
3 タイアップグループ例会  
11 公共事業再評価関係資料収集(仙台市)  
18 全国大会資料集(第2分冊)入稿  
〃 オンブズマン支援企画実行委員会  
24 県警旅費打ち合せ  
26 オンブズマン8月例会  
28～29 第11回全国市民オンブズマン函館大会  
30 黒川病院情報公開異議申立の件で打ち合せ  
9. 2 東北大学寄附金(石巻)公判  
〃 県警旅費証人尋問  
3 東北大学寄附金(塙釜)弁論準備  
13 政務調査費(仙台市)公判  
14 政務調査費(県)公判  
17 地下鉄打ち合せ  
〃 県警報償費(情報公開)打ち合せ  
21 オンブズマン支援企画実行委員会  
22 オンブズマン9月例会  
28 県警報償費公判  
〃 地下鉄東西線公判  
〃 高検情報公開控訴審判決、記者会見  
〃 県警報償費情報公開控訴審公判  
〃 外務省情報公開公判  
30 地檢控訴審判決  
〃 情報公開審査会 県警報償費に関する答申提出、記者会見  
10. 1 公安調査局公判  
4 「龍の眼」発送  
5 タイアップ例会  
7 東北大学寄附金(石巻)公判  
12 東北大学寄附金(塙釜)公判  
13 タイアップ支援企画実行委員会  
14 地下鉄東西線証人尋問  
〃 北海道・東北ネット打ち合せ  
18 東北大寄附金打ち合せ  
〃 政務調査費(市)公判  
19 政務調査費(県)公判  
〃 外務省打ち合せ  
20 タイアップ支援企画7  
21 県警旅費証人尋問  
23 全国幹事会  
26 オンブズマン10月例会  
29 外務省弁論準備  
11. 1 東北大寄附金打ち合せ  
〃 檢察庁打ち合せ  
8 地下鉄東西線公判  
11 東北大寄附金(石巻)公判  
15 県警旅費打ち合せ  
16 東北大寄附金(塙釜)弁論準備  
18 捜査報償費情報公開訴訟打ち合せ  
〃 オンブズマン11月例会  
25 会報「オンブズマン」編集打ち合せ  
29 東北公安調査局公判  
〃 地下鉄東西線公判  
〃 第9回情報公開度ランキング関係文書開示請求  
12. 3 県警旅費打ち合せ  
6 会報「オンブズマン」編集作業  
7 タイアップ例会  
9 県警報償費情報公開(控訴審)弁論再開  
14 政務調査費(県)公判  
15 会報「オンブズマン」No21発行

# 第7回支援企画 [宮城三女高OG合唱団・熊谷和徳さん] ご協力ありがとうございました

12月7日、「支援会」として30万円をオンブズマンに贈呈しました



タイアップ増田会長より、オンブズマン坂野代表に  
支援金を渡したところ(12月7日)

## 2004.10.20支援企画VIIコンサート アンケート結果

○本日のコンサートはいかがでしたか？

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. とてもよかったです | 74人 |
| 2. よかったです    | 7人  |
| 3. 普通        | 2人  |
| 4. もの足りなかった  | 0人  |
| 5. その他       |     |
| 未記入          | 2人  |

○次回以降どんな内容の企画を希望されますか？

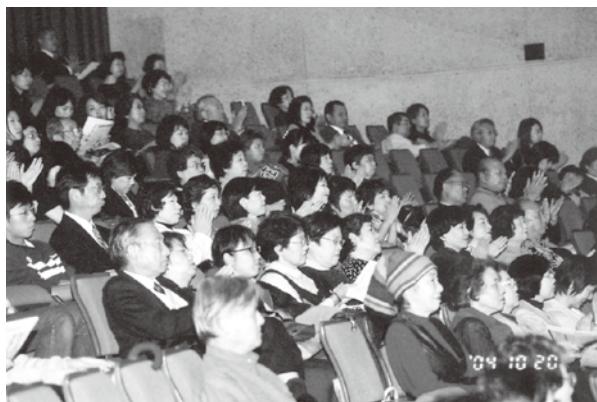
- |        |     |
|--------|-----|
| ジャズ    | 25人 |
| シャンソン  | 16人 |
| ヴァイオリン | 14人 |
| ピアノ    | 10人 |
| ギター    | 8人  |
| 邦楽     | 3人  |
| 声楽     | 6人  |
| ゴスペル   | 27人 |
| 民族音楽   | 14人 |

落語	8人
漫才	11人
手品	8人
一人芝居	2人

### ○お勧めの演奏家・団体

- |                 |    |
|-----------------|----|
| 1 中川晃教          | 2人 |
| 2 朝海ひかる (三女高出身) | 2人 |
| 3 梅原司平          |    |
| 4 きたがわてつ        |    |
| 5 大田真季          |    |
| 6 松野仁のバイオリン     |    |
| 7 中国歌舞・胡弓       |    |
| 8 DINKA DUNK    |    |
| 9 ニュースペーパー      |    |
| 10 インパレス        |    |
| 11 熊谷和徳のタップ     | 2人 |
| 12 小椋 桂         |    |
| 13 十河氏の手品       |    |
| 14 泉館山高等学校吹奏楽部  |    |

支援企画当日によせられたアンケートの中より抜粋しました。貴重なご意見をもとに次回企画を検討いたします。



## タイアップ会長あいさつ



仙台市民オンブズマン・タイアップグループ会長  
弁護士

増田 隆男

昨年は全国大会の開催で中断していた支援企画でしたが、今年は台風の影響で大雨が降る中での開催という悪条件になってしまいました。しかし、三女高OG合唱団の美しいハーモニーと熊谷和徳さんの若さ溢れるパワー全開のタップはその悪条件を吹き飛ばしてしまったのではないかでしょうか。宣伝チラシに「仙台からブレイク！」というタイトルを付けましたが、決して大げさな表現ではなかったと納得していただけたと思います。

今後伸び盛りの若い人たちのエネルギーいっぱいのステージは、若手中心にバトンタッチした仙台市民オンブズマンの力強さも示しているように思えます。単身ニューヨークに渡って高い評価を受けた熊谷和徳さんのステージは、野性味あふれるしなやかさで見る者の心をふるわせ、世界に羽ばたくOG合唱団のパフォーマンスは魅力あふれるもので十分堪能できたと思います。

タイアップグループも賛助会員制度を作り、新たな層に援助者を開拓することになりますが、今回の企画は若者への広がりを期待させるものです。今後とも仙台市民オンブズマンとタイアップグループをよろしくご支援願います。

### 回文コーナー

回文士 法 曹 爽 歩 ★★★★

今日は、いよいよ白日の下にさらされるか検査費、です。ともかくも、情報公開請求で手にしたデータをなんねんに分析して相手をいぶりだしていく、こうした手法で迫るかもしれません。

○ 聖域と嘘いて ダーティな手で嘘で固めた日さ  
嘘の検査費溜めたか 出そうで出ない  
データで煽そう 時節いいぜ ○

## 仙台市民オンブズマン

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：会長 1名、副会長 若干名

## タイアップ賛助会員制度スタート

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ  
弁護士 小野寺 信一

10月20日のコンサートを契機に、タイアップに年会費3000円の賛助会員制度を新設することになった。年間1万円の会費は少々高すぎるのではないかとの指摘が以前からあって、会費を下げて裾野を広げようという意見と、会費を下げただけでは必ずしも裾野の拡大につながらないとの二つの意見の調整を続けてきたが、オンブズマンの支援者の中に「年間3000円程度なら」「3000円で応援できるなら」という人たちがいることを無視するべきではないとの意見で一致し、年間1万円の制度はそのまま維持し、賛助会員制度を新設することになった次第である。

オンブズマンは現在、地下鉄東西線訴訟で、工事費の過小予測を立証すべく、専門家証人の協力を得て、膨大な文献と資料を分析中である。この新制度が裁判資金の確保の後押しになることを期待する。

## 仙台市民オンブズマン &タイアップグループ 合同新年会

2005年1月29日(土) 17:00～  
ホテル白萩 錦の間

会費 5,000円

(飲み物等の差入れお待ちしています)

※後日、ごあんないを郵送します

## 会員のご紹介と会費納入のお願い

■今期の会費が未納の方、お手数でも払い込み下さい。募金のご協力もおねがいします（振込用紙同封しました）。会員拡大はタイアップ活動のエネルギーの源です。紹介チラシもありますのでご請求下さい。

会費納入先 七十七銀行本店(普通) 6530010  
郵便局振込 02290-6-8050  
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

## タイアップグループ会則

- 会計 1名、会計監事 2名
- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。